

交渉（全労働島根支部）議事概要（平成29年3月14日）

島根労働局長（以下「当局」という。）は、平成29年3月14日（火）、全労働省労働組合島根支部長（以下「支部」という。）と2017年全労働春季統一要求に係る交渉を行った。

この交渉の概要は、以下のとおりである。

支部要求

全労働春季統一要求書の内容は、日々、職場の第一線で働く職員の切実な要求であり、真摯に回答をいただきたい。

1 行政体制の拡充について

「働き方改革」の対応など労働行政の役割に相応しい体制確立のため、職員の増員を求める。

2 賃金・諸手当について

「給与制度の総合的見直し」により拡大する地方と中央の職員の給与格差の是正を求める。

3 非常勤職員の労働条件改善について

労働行政における非常勤職員は、高い専門性をもって常勤職員と連携を図りながら、日々労働行政の第一線で尽力しており、行政サービスの向上等、行政運営に必要不可欠な存在となっている。非常勤職員制度と処遇の抜本的な改善を求めたい。

4 職員の健康・安全の確保について

職員と職場の安全確保対策を徹底するとともに、「暴力行為等に対する職員等の安全確保対策要綱」等の周知・徹底を図ること。

また、職員の健康状態を把握し、メンタルヘルス対策などの健康管理体制とハラスメント防止対策を充実、強化することを求めたい。

当局回答

要求内容は、職場実態や生活実態を踏まえた切実な事項と認識している。当局で対応が可能なものについては誠意をもって対応したい。また、全労働島根支部とは相互に信頼関係を維持発展させていきたい。

1 行政体制の拡充について

「働き方改革」など国民の期待に応えるためには行政体制の確立が必要であり、増員が必要と認識しているが、公務員の定員の削減が進む中で、増員は非常に困難な状況にある。引き続き本省に要求したい。

2 賃金・諸手当について

賃金・諸手当については、職員の生活に直接関わる重要な問題であり、生活実態に基づく切実な要求であると認識している。特に、「給与制度の総合的見直し」は高齢職員や地方勤務職員の生活に与える影響が大きいものであり、改善について関係機関への働きかけてまいりたい。

3 非常勤職員の労働条件改善について

専門性をもった非常勤職員は行政サービスの向上を図る上で重要な役割を担っていると認識している。新年度から非常勤職員の賃金水準の見直しが行われ、一定の改善が図られるところである。今後も引き続き改善を関係機関に働きかけてまいりたい。

4 職員の健康・安全の確保について

職員の健康及び安全の確保は大変重要な問題であると認識しており、暴力行為等の発生時は速やかに情報提供と注意喚起を行い、職員の安全確保を図ってまいりたい。

また、メンタルヘルスについては当局の「心の健康づくり対策」に基づき、ストレスチェックの実施等により細やかな健康管理を行っており、併せて、ハラスメント防止に向けて引き続き相談員体制の整備と職員の教育、研修を行ってまいりたい。